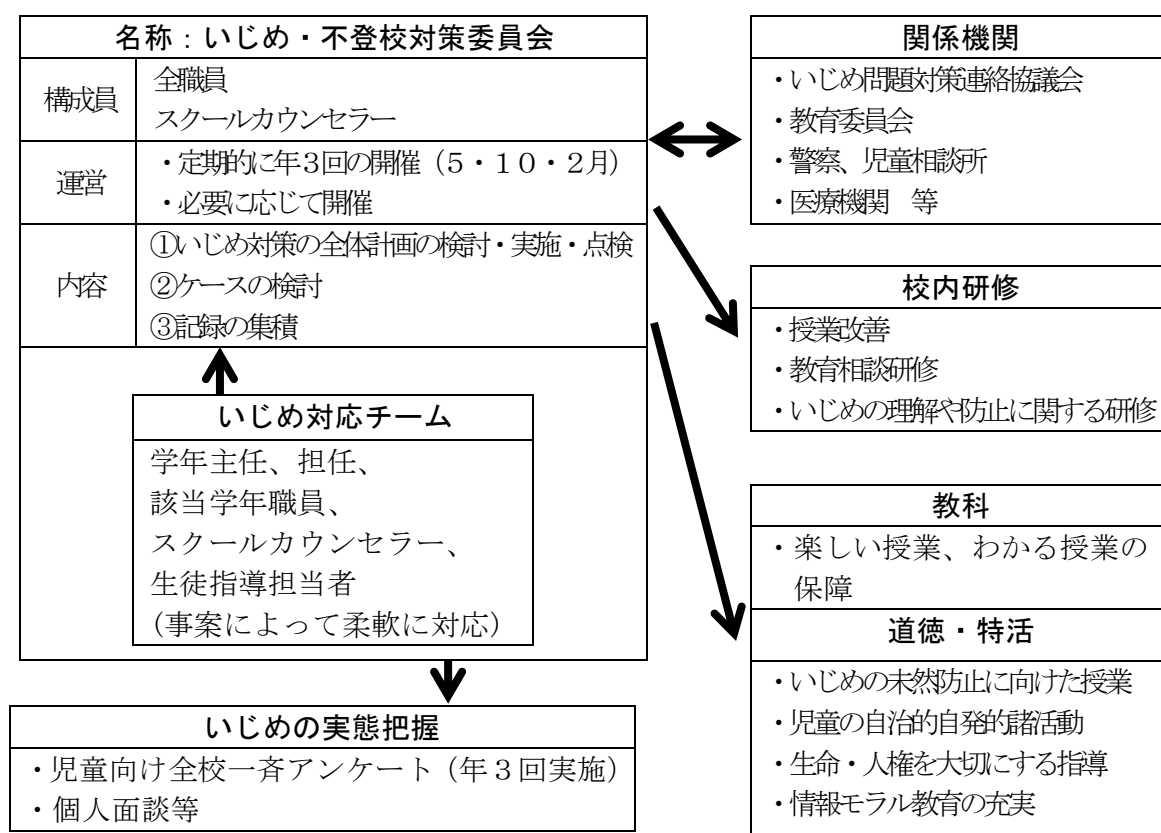


山名小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめ防止等の対策組織の設置



1 いじめ問題についての基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- ② いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

(2) いじめの特徴

ーいじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものー

① いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。

- ・ いじめを受けている子ども(被害者)
- ・ いじめをしている子ども(加害者)
- ・ 周りではやし立てる子ども(観衆)
- ・ 見て見ぬふりをする子ども(傍観者)

観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている子どもといじめている子どもの関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者になる指導を行うことが大切。

② いじめの様態

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ その他

③ いじめられている子どもの気持ち

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがある。

④ いじめている子どもの気持ち

- ・ いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることもある。
- ・ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

⑤ いじめの原因

- ・ 学校、家庭、地域社会にあるさまざまな要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

2 いじめの未然防止のために

(1) いじめの未然防止に向けての手だて

① 学級経営の充実

- ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるもの。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
- ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- ・ 児童生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- ・ 担任として自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進めることが重要である。

② 授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己肯定感」「自己存在感」「心理的安全性」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ・ 「体験活動」を充実させ、関わり合いの場を多く設定し、人間関係をよりよいものになるように工夫する。

③ 道徳

- ・ いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

④ 学級活動

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ・ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し学習する。
- ・ 読書指導を通し、感性を磨き、表現力・想像力を高め、心豊かに生活する力をつける。
- ・ 情報モラル教育を充実させ、健全な社会生活ができるようなモラルをつける。

⑤ 学校行事

- ・ 子どもたちが挑戦することで達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。

⑥ 児童会活動

- ・ 子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童

会活動を進める。

- ・ 学年を超えた「ペア活動」を通して、お互いを慕ったり、思いやったりすることにより、心豊かに元気よく活動する児童になるよう児童会活動を進める。

3 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手だて

- ① 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見
 - ・ 日記や教育相談、放課や放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ② 複数の教師の目による発見
 - ・ 多くの教師がさまざまな教育活動を通して子どもたちに関わる。
 - ・ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも気になる場面の発見につながる。
 - ・ 放課や放課後の校内巡回を計画的に行うことも発見を容易にする。
- ③ アンケート調査
 - ・ いじめも含めた「教育相談」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
 - ・ アンケートの集計や分析は、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析はスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。
 - ・ 年度始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化がみられる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも有効である。
- ④ スマイルウイーク（教育相談）を通じた把握
 - ・ 定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時に面談ができる体制を整えておく。
 - ・ 面談方法や面接結果について、専門的な立場のスクールカウンセラー等からの助言を得る。
- ⑤ 児童会が主体となった取組
 - ・ 児童会活動により、人権尊重、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組む。

(2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- ① 学級内で人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ① いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ② 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・ 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
 - ・ 悩み相談箱を設置する（ただし管理を徹底する）。
 - ・ 生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知する。
- ③ 関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・ 関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
 - ・ 相談カード等を所持しているかを確認する。

④ 匿名による訴えへの対応

- ・ 匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するために氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

(4) 保護者や地域からの情報提供

- ① 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ② 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

4 いじめの発見から解消まで

(1) 発見から指導、組織的対応の展開

① 対応方針の決定・役割分担

ア 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

イ 対応方針

- ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

ウ 役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 周囲の児童生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

② 事実の究明と支援・指導

ア 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

＜事情聴取の際の留意事項＞

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取すめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

＜事情聴取の段階ではないこと＞

- ▲ いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

▲ ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▲ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

③ いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

ア 被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先を教える。

▲ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- ◎ 指導後も継続して、いじめの行為が止んでいる状態か見守る。
- 日記などの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- ◎ 指導後も継続して、いじめの行為が止んでいる状態か見守る。
- 日記などや面談などで、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よ

さを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

① いじめられている子どもの保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- エ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめている子どもの保護者との連携

- ア 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- イ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

③ 保護者との日常的な連携

- ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3) 地域との連携

① 地域との日常的な連携

ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

② スクールガード、スクールソーシャルワーカー、区長、副区長、学校運営協議協議会、校下民生児童委員協議会とも連携を進める。

(4) 関係機関との連携

① 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。

② 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

5 いじめ問題への組織対応マネジメント

(1) 組織対応の基本的考え方

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則。

① いじめ問題はチームで対応することを原則とする。

② いじめ対策に同一步調で取り組む組織やルールを作る。

③ いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。

④ 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。

⑤ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。

※ 問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」

⑥ 時系列に沿って、経過の記録を残しておくといよい。

6 Web上に原因のあるいじめの増加について

(1) 実際に起こっている問題のある事例について

① SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）が原因となり発生したいじめの事例

ア 学校裏サイト（ネット上の掲示板）上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。

イ プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。

ウ 通信ゲーム上での言い合いがきっかけとなったいじめ。

② SNSによるいじめの事例

ア いじめられている子どもへの誹謗中傷をインターネット上に書き込む。

イ いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き込む。

ウ いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを書き込む。

エ 多数の同級生がメールで悪口などを送信する。

オ 本人の知らないところで悪口のやり取りをする。

(2) 対応策として考えられること

① 危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイト等の存在を知ること

ア 親や先生が知っている、見ていることを知らせることだけでも抑止力がある。
ただし、児童の変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイトに逃げたり、いじめが陰湿化したりしてしまう場合がある。

イ 情報モラル、情報セキュリティ、リスク管理の指導を行う必要がある。

※ リスク管理とは、児童生徒がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、児童自身のリスクを減少させていくこと。

② 保護者への啓発活動

ア 保護者に携帯電話の危険性やその使われ方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守っていく。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。

③ インターネット上の問題点等の研修

④ 警察等関係機関への相談

ア 深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。

(3) 書き込み削除の対応

① 証拠を保存する。（日時・内容・サイト名・URL等を保存する）

② 掲示板管理者へ削除を依頼する。

ア 乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合があるので、丁寧な対応を心がける。

③ 掲示板を運営する会社に連絡する。

ア 書き込みが続く場合は運営会社にお問い合わせ、削除を要請する。

イ 多くの掲示板サイトには運営会社へのお問い合わせ先が記載されている。

④ 相談機関に相談する。

ア 悪質な書き込みの場合は、最寄りの警察署や県警生活環境課に相談する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

「いじめにより」重大事態とは以下のようなケースが想定される。

① 児童が自殺を企図した場合

② 身体的に重大な損害を負った場合

③ 金品等に重大な被害を被った場合

④ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 重大事態の対応フロー図

